◇**東日本大震災に伴う海区漁業調整委員会及び農業委員会の委員の選挙の臨時特例に関する法律**（法律第四四号）（農林水産省）

1　海区漁業調整委員会の委員の選挙の特例に関する事項

東日本大震災の影響のため選挙を適正に行うことが困難と認められる県として農林水産大臣が指定する県（以下「指定県」という。）の海区漁業調整委員会の選挙による委員について、補欠選挙を行うべき事由が任期満了による選挙の期日の前日までに生じたときは、当該選挙は行わないこととした。（第一条関係）

2　海区漁業調整委員会選挙人名簿の特例に関する事項

指定県においては、選挙人名簿の調製、申請、縦覧及び異議の申出に対する決定に関する期日及び期間は、当該指定県の選挙管理委員会が定めてあらかじめ告示する期日及び期間とした。（第二条関係）

3　農業委員会の委員の選挙の特例に関する事項

東日本大震災の影響のため選挙を適正に行うことが困難と認められる市町村として農林水産大臣が指定する市町村（以下「指定市町村」という。）の農業委員会の選挙による委員の任期満了による選挙の期日は、平成二四年七月三一日までの間で農林水産大臣が指定市町村ごとに指定する日（以下「特例選挙期日」という。）とするとともに、補欠選挙を行うべき事由が特例選挙期日の前日までに生じたときは、当該補欠選挙は行わないこととした。（第三条関係）

4　農業委員会の委員の任期の特例に関する事項

この法律の施行の日から特例選挙期日までの間に任期が満了することとなる指定市町村の農業委員会の選挙による委員の任期は、特例選挙期日の前日までの期間とした。（第四条関係）

5　農業委員会委員選挙人名簿の特例に関する事項

指定市町村の選挙管理委員会であって、選挙人名簿の調製が困難と認められる選挙管理委員会として農林水産大臣が指定する選挙管理委員会の選挙人名簿の調製、申請、縦覧及び異議の申出に対する決定に関する期日及び期間は、当該選挙管理委員会が定めてあらかじめ告示する期日及び期間とした。（第五条関係）

6　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇**警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第一二〇号）（警察庁）

1　平成二三年三月一一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となった者の生死が三箇月間分からない場合又はその者の死亡が三箇月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分からない場合には、遺族給付等の支給に関する規定の適用については、同日に、その者は、死亡したものと推定することとした。（附則第九条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◇**補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第一二一号）（財務省）

1　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の適用対象となる給付金として、災害発生県内消防応援活動費交付金等を追加することとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令**（政令第一二二号）（文部科学省）

1　公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関し、平成二三年三月一一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となった者に係る死亡の推定について定めることとした。（附則第五条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**平成二十三年東北地方太平洋沖地震についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用に関する政令の一部を改正する政令**（政令第一二三号）（農林水産省）

1　平成二三年東北地方太平洋沖地震について利率年三分以内の経営資金の適用のある特別被害地域の指定をすることができる都道府県として、漁業関係につき北海道を追加することとした。（第三条関係）

2　平成二三年東北地方太平洋沖地震による被害農林漁業者等に貸し付けられる経営資金及び事業資金の融資総額を、一七五億円から一一七五億円に増額することとした。（第六条関係）

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令**（政令第一二四号）（内閣府本府）

1　激甚災害として指定する災害を「東日本大震災」に変更することとした。（題名及び第一条関係）

2　平成二三年東北地方太平洋沖地震による災害における天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の経営資金及び事業資金の融資の特例の措置を適用する都道府県として、北海道を追加することとした。（第三条関係）

3　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項の特定被災地方公共団体については、令第三三条並びに第四三条第一項第二号及び第三号の特定地方公共団体とみなして、これらの規定を適用することとした。（第六条関係）

4　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**地震保険に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第一二五号）（財務省）

1　政府が、保険会社との間に締結する地震再保険契約により支払う再保険金額は、保険会社が支払う保険金額が一、一五〇億円を超える場合に、一、一五〇億円を超えて八、七一〇億円（改正前一兆九、二五〇億円）以下の部分については五〇パーセント、八、七一〇億円を超える部分については九五パーセントを政府が支払うこととした。（第三条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**雇用保険法施行令の一部を改正する政令**（政令第一二六号）（厚生労働省）

1　青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県及び長野県が設置する職業能力開発校等の施設及び設備であって、東日本大震災により著しい被害を受けたものの災害復旧に要する経費に関する補助金については、平成二三年度においては、その補助率を二分の一から三分の二に引き上げるものとした。

2　この政令は、公布の日から施行するものとした。

◇**東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項及び第三項の市町村を定める政令**（政令第一二七号）（内閣府本府）

1　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項及び第三項の市町村を定めることとした。（第一条及び第二条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の総務省関係規定の施行等に関する政令**（政令第一二八号）（総務省）

1　国が、その復旧に要する経費を補助する情報システムを、住民に関する事務の処理に係る情報システムで総務大臣が財務大臣と協議して定めるものとすることとした。（第一条関係）

2　国が、その復旧に要する経費を補助する消防の用に供する施設を、消防ポンプ自動車、救助工作車及び救急自動車、救助用資機材及び救急用資機材、防火水槽その他消防の用に供する施設で総務大臣が財務大臣と協議して定めるものとすることとした。（第二条関係）

3　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（以下「法」という。）第八条第一項の規定による地方債の平成二四年度以降の発行可能年度並びに当該地方債を財政融資資金で引き受けた場合における当該地方債の利率及び償還方法について規定することとした。（第三条関係）